

令和５年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	20	(2) 1～3行目	一般職の国家公務員の令和４年の超過勤務の年間総時間数は、全府省平均で <u>220時間</u> であった。これを組織区分別にみると、本府省では <u>397時間</u> 、本府省以外では179時間であった（第 1-1-2-1 表）。	一般職の国家公務員の令和４年の超過勤務の年間総時間数は、全府省平均で <u>219時間</u> であった。これを組織区分別にみると、本府省では <u>391時間</u> 、本府省以外では179時間であった（第 1-1-2-1 表）。
2	20	第 1－1－2－1 表	別添 1 参照	
3	63	1～3行目	令和５年度までの過去10年間において、地方公務員の公務災害の受理件数については、脳・心臓疾患は平成26年度以降平成30年度まで増加傾向にあり、その後は <u>35件</u> から50件の間で増減する一方で、・・・	令和５年度までの過去10年間において、地方公務員の公務災害の受理件数については、脳・心臓疾患は平成26年度以降平成30年度まで増加傾向にあり、その後は <u>34件</u> から50件の間で増減する一方で、・・・
4	63	第 2－3－1 図	別添 2 参照	
5	65	1～3行目	脳・心臓疾患の令和５年度の状況をみると、受理件数は <u>35件</u> （令和４年度50件）であり、認定件数は11件（同17件）となっている。職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が <u>16件</u> （同17件）、次いで・・・	脳・心臓疾患の令和５年度の状況をみると、受理件数は <u>34件</u> （令和４年度50件）であり、認定件数は11件（同17件）となっている。職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が <u>15件</u> （同17件）、次いで・・・
6	65	第 2－3－5 表	別添 3 参照	
7	66	第 2－3－6 表	別添 4 参照	
8	67	2～4行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が <u>141件</u> （同124件）、次いで義務教育学校職員が56件（同32件）などとなっており・・・	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が <u>138件</u> （同119件）、次いで義務教育学校職員が56件（同35件）などとなっており・・・
9	67	第 2－3－9 表	別添 5 参照	
10	68	第 2－3－10表	別添 6 参照	
11	109	第 4－2－1－7 図	別添 7 参照	
12	135	(4) 5～7行目	・・・全体では7.5%から5.5%に減少したが、業種別では、「電気・ガス・熱供給・水道業」が1.9%から4.5%、「金融業、保険業」が6.0%から6.5%、「医療、福祉」が2.7%から3.0%に増加した。	・・・全体では7.5%から5.5%に減少したが、業種別では、「電気・ガス・熱供給・水道業」が1.9%から4.5%、「 <u>情報通信業</u> 」が4.5%から5.1%、「金融業、保険業」が6.0%から6.5%、「医療、福祉」が2.7%から3.0%に増加した。

No.	ページ	行/図表	誤	正
13	141	1～3行目	決定時疾患別にみると、・・・「心・血管疾患」の内訳は、「心筋梗塞」が29件、「心停止（心臓性突然死を含む。）」が22件、「重症の不整脈（心室細動等）」が15件、「大動脈解離」が13件、「狭心症」が4件、・・・	決定時疾患別にみると、・・・「心・血管疾患」の内訳は、「心筋梗塞」が29件、「心停止（心臓性突然死を含む。）」が23件、「重症の不整脈（心室細動等）」が15件、「大動脈解離」が13件、「狭心症」が3件、・・・
14	141	第4－3－2－3図	別添8参照	
15	181	（3） 7～8行目	様々な機会を捉えて制度の周知を図っており、令和5年度は新たに17企業を認定し、企業名を公表している。	様々な機会を捉えて制度の周知を図っており、令和5年度は新たに10企業を認定し、企業名を公表している。
16	186	1～6行目	厚生労働省では、文部科学省と連携しながら中学・高等学校及び大学等の学生等へ労働関係法令に関する周知・啓発として、以下の取組を実施している。 （1）都道府県労働局等における中学校、高等学校及び大学等への講師派遣 ・・・令和5年度は918の高等学校等において、約73,000人に対して労働関係法令に関する講義を実施した。	厚生労働省では、文部科学省と連携しながら中学校・高等学校及び大学等の学生等へ労働関係法令に関する周知・啓発として、以下の取組を実施している。 （1）都道府県労働局等における中学校、高等学校及び大学等への講師派遣 ・・・令和5年度は628の高等学校等において、約58,000人に対して労働関係法令に関する講義を実施した。
17	189	⑤ 1～6行目	⑤ 事業主、労務担当者等を対象に、・・・11月を中心に全国で計57回、「過重労働解消のためのセミナー」を実施した。	⑤ 事業主、労務担当者等を対象に、・・・11月を中心に全国で計69回、「過重労働解消のためのセミナー」を実施した。
18	219	（5）ア 1行目	建設業にも令和6年4月1日から、時間外労働の上限規制の適用が開始される。	建設業にも令和6年4月1日から、時間外労働の上限規制の適用が開始された。

・ P20

誤

第 1-1-2-1 表 国家公務員の年間超過勤務時間数（1 人当たり平均）

(単位：時間)

区分	全組織		
		本府省	本府省以外
平均年間超過勤務時間数	220	397	179

(資料出所) 人事院「令和 5 年国家公務員給与等実態調査」

(注) 平均年間超過勤務時間数は、令和 5 年 1 月 15 日の国家公務員在職者のうち、令和 4 年中の全期間において超過勤務手当の対象となった者 1 人当たりの同年 1 年間の超過勤務時間数である。

正

第 1-1-2-1 表 国家公務員の年間超過勤務時間数（1 人当たり平均）

(単位：時間)

区分	全組織		
		本府省	本府省以外
平均年間超過勤務時間数	219	391	179

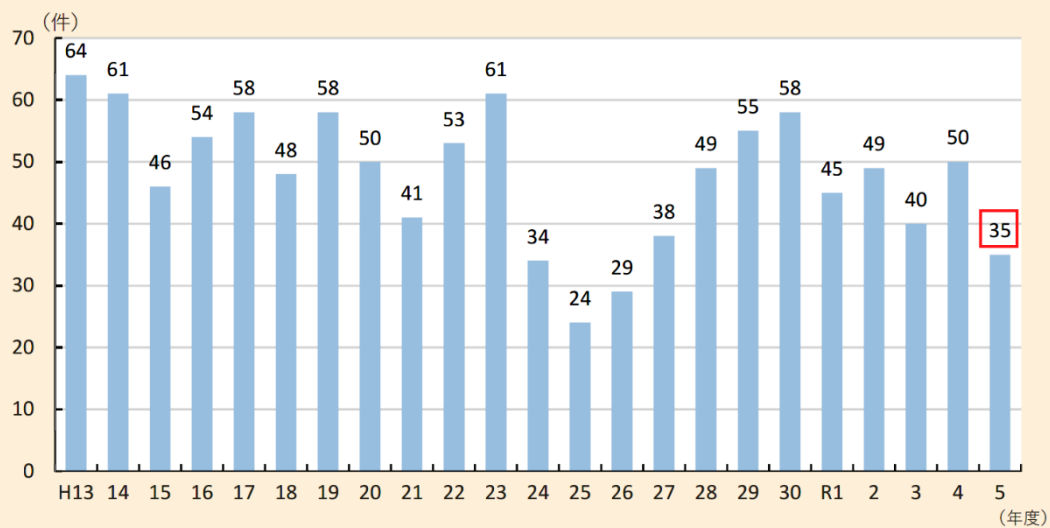
(資料出所) 人事院「令和 5 年国家公務員給与等実態調査」

(注) 平均年間超過勤務時間数は、令和 5 年 1 月 15 日の国家公務員在職者のうち、令和 4 年中の全期間において超過勤務手当の対象となった者 1 人当たりの同年 1 年間の超過勤務時間数である。

・ P63

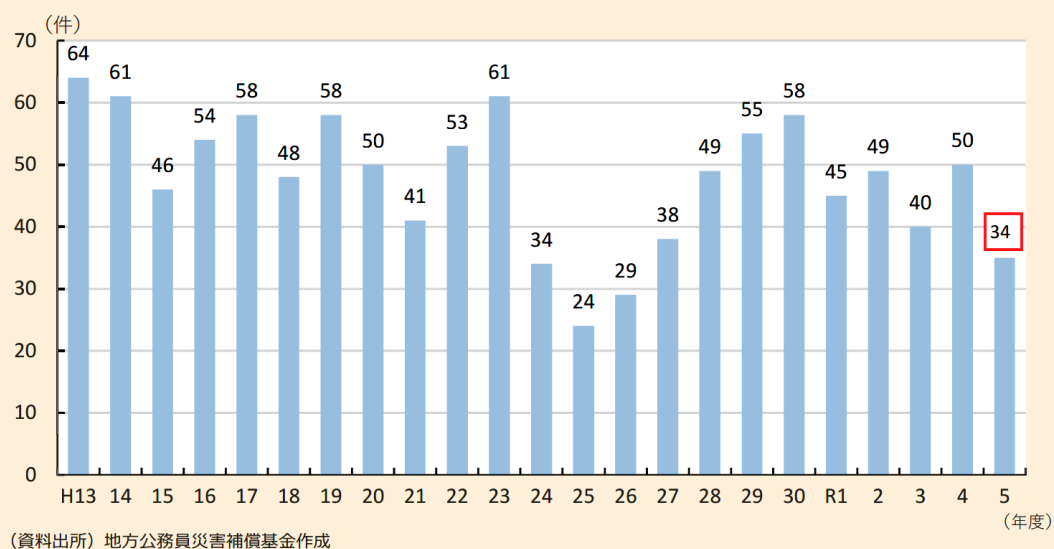
誤

第 2-3-1 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の受理件数の推移



正

第 2-3-1 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の受理件数の推移



誤

第 2-3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	11	2	5	3	7	0	7	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	7	2	3	2	3	2	1	0
警察職員	7	2	1	0	4	0	0	0
消防職員	5	0	1	0	4	1	0	0
電気・ガス・水道事業職員	1	0	0	0	0	0	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	1	0	0	0
清掃事業職員	2	0	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	17	9	7	3	16	2	3	2
合 計	50	15	17	8	35	5	11	4

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 5 年度過労死等の公務災害補償状況について」

正

第 2-3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	11	2	5	3	7	0	7	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	7	2	3	2	3	2	1	0
警察職員	7	2	1	0	4	0	0	0
消防職員	5	0	1	0	4	1	0	0
電気・ガス・水道事業職員	1	0	0	0	0	0	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	1	0	0	0
清掃事業職員	2	0	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	17	9	7	3	15	2	3	2
合 計	50	15	17	8	34	5	11	4

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 5 年度過労死等の公務災害補償状況について」

誤

第 2-3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	2	1	0	0	2	1	0	0
30～39歳	5	1	1	0	2	0	1	0
40～49歳	17	6	6	4	10	1	3	1
50～59歳	25	7	8	3	15	3	7	3
60歳以上	1	0	2	1	6	0	0	0
合 計	50	15	17	8	35	5	11	4

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 5 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 2-3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	2	1	0	0	2	1	0	0
30～39歳	5	1	1	0	1	0	1	0
40～49歳	17	6	6	4	10	1	3	1
50～59歳	25	7	8	3	15	3	7	3
60歳以上	1	0	2	1	6	0	0	0
合 計	50	15	17	8	34	5	11	4

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 5 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

・ P67

誤

第 2-3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	32	4	9	2	56	5	10	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	27	3	6	2	33	2	5	2
警 察 職 員	12	3	5	1	7	2	5	1
消 防 職 員	19	1	3	1	17	4	5	0
電気・ガス・水道事業職員	4	0	1	0	4	1	0	0
運 輸 事 業 職 員	5	0	1	0	3	0	1	0
清 掃 事 業 職 員	1	1	0	0	3	0	2	0
船 員	0	0	0	0	2	1	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	124	20	24	2	141	17	47	8
合 計	224	32	49	8	266	32	75	13

正

第 2-3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	35	4	9	2	56	6	10	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	26	4	6	2	36	2	5	2
警 察 職 員	12	3	5	1	7	2	5	1
消 防 職 員	21	2	3	1	17	4	5	0
電気・ガス・水道事業職員	4	0	1	0	5	1	0	0
運 輸 事 業 職 員	5	0	1	0	3	0	1	0
清 掃 事 業 職 員	2	1	0	0	3	0	2	0
船 員	0	0	0	0	1	1	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	119	18	24	2	138	18	47	8
合 計	224	32	49	8	266	34	75	13

・ P68

誤

第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	1	0	0	0	0	0
20～29歳	29	8	10	2	59	8	20	3
30～39歳	63	6	12	1	56	6	20	4
40～49歳	74	11	14	1	65	9	24	2
50～59歳	54	7	12	4	77	9	11	4
60歳以上	4	0	0	0	9	0	0	0
合 計	224	32	49	8	266	32	75	13

正

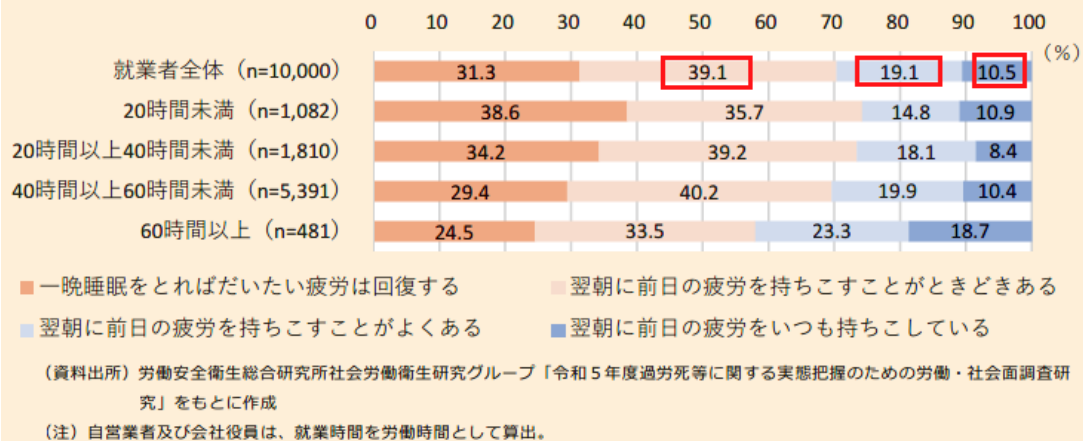
第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	1	0	0	0	0	0
20～29歳	29	8	10	2	59	9	20	3
30～39歳	63	6	12	1	56	6	20	4
40～49歳	74	11	14	1	65	10	24	2
50～59歳	54	7	12	4	77	9	11	4
60歳以上	4	0	0	0	9	0	0	0
合 計	224	32	49	8	266	34	75	13

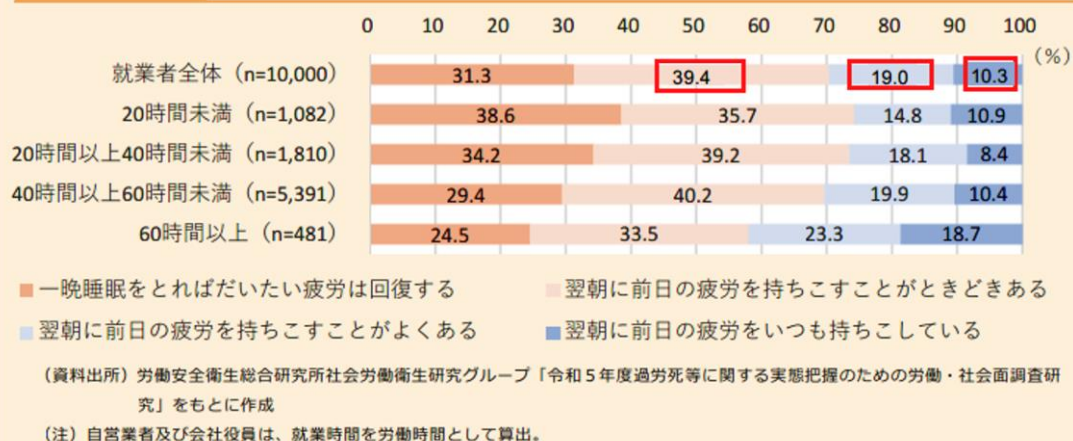
誤

第 4-2-1-7 図 1 週間当たりの実労働時間別疲労の持ちこし頻度（就業者調査）

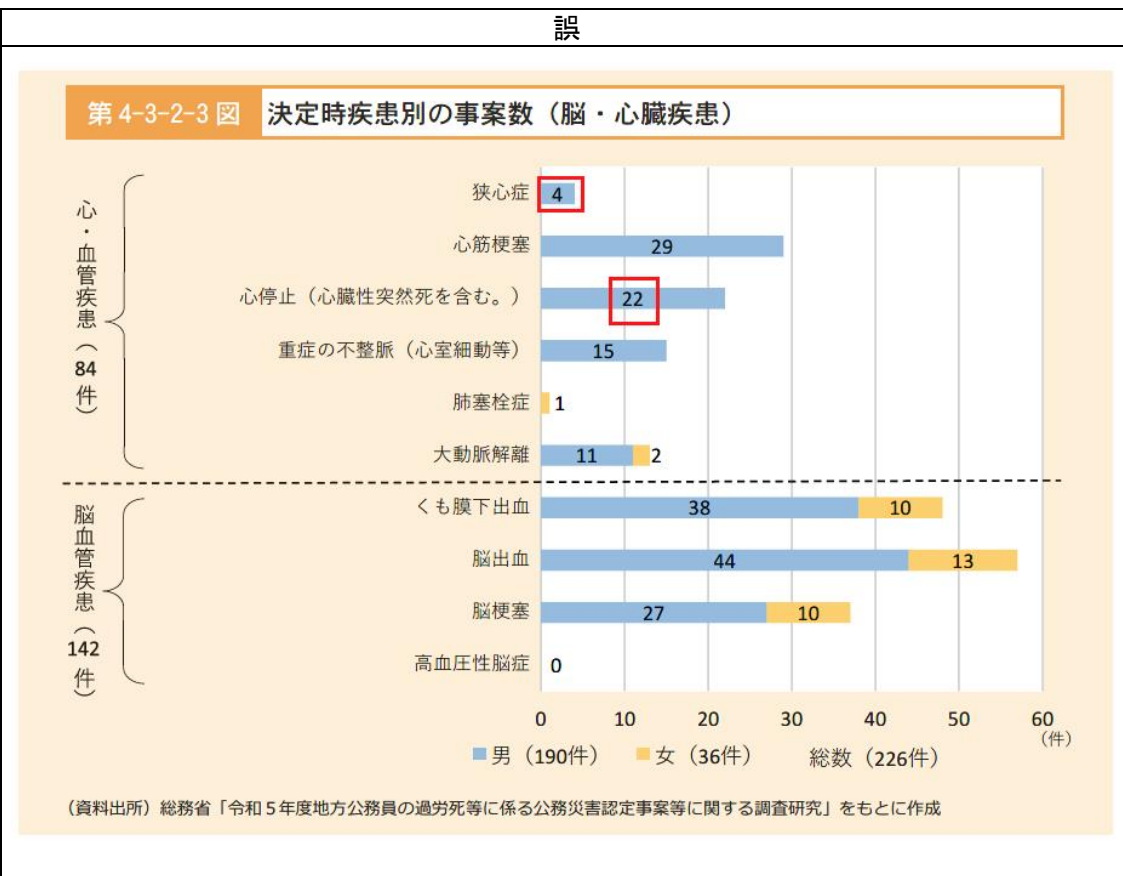


正

第 4-2-1-7 図 1 週間当たりの実労働時間別疲労の持ちこし頻度（就業者調査）



誤



正

